

## 患者さんご本人の意思決定支援に関する指針

当院では、患者さんご本人（以下、ご本人）が、将来に向けて望む医療や介護の治療・ケアについて、**最善の選択をして自分らしく生きることができるよう**に、ご本人と繰り返し話し合いを行います。話し合いの内容は、病気・病状の理解、治療、療養生活に関する希望、気がかり、大切にしていることなどを含みます。

ご本人が、自分自身の治療について選択するにあたり、考え得る選択肢を分かりやすく十分な説明を行うと同時に、ご本人の意思を尊重し、**最善の選択ができるようにサポート**をします。

そしてご本人が、自分自身の状態、病気や治療をどう理解されているか、療養生活についてどのような意向を持っているかについて、当院以外で患者さんをサポートする多職種（訪問看護師、ケアマネジャー、歯科医師、薬剤師、ヘルパー、ソーシャルワーカーなど）による、医療・ケアのチームとも、十分に話し合いを行います。

ご本人の気持ちはその時々で揺れ動くことを前提に、**お聞きした内容、話し合った内容は、その都度診療録に記載をし、医療・ケアのチームと情報共有**します。そして**ご本人の意思を中心に、チームで支援**をします。

特に、人生の最終段階においては、どのような治療・ケアを選択するかについて、ご本人と繰り返し話し合いを続け、望ましい選択ができるようにサポートをします。

話し合いを踏まえた**ご本人の意思決定を元に、医療・ケアの開始・不開始、内容の変更、中止を医療・ケアのチームにより慎重に判断**します。

もしご本人の意思が確認できない場合は、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（2018）にのっとり、**ご本人にとって最善の方法を選択**します。

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合は、その推定意志を尊重します。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合は、本人に代わる者として家族等と十分に話し合います。
- ③ 家族等がない場合や家族等が医療・ケアチームに判断を委ねる場合は、チームで十分に話し合います。

2022年8月23日  
たいようファミリークリニック  
院長 加藤友也

